

2 採択のための実施計画関係

(1) 農業農村整備事業の調査計画について教えてください。

目的

農業農村整備事業を実施するにあたって、各種事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、土地改良事業予定地域において、調査・測量・設計等を実施し、各事業の目的にあった基本的要件の調査解明及び土地改良法に基づく土地改良事業計画の樹立を目的としています。

事業の種類

農業農村整備事業の調査計画の例は以下のとおりです。

なお、対象事業・採択基準及び事業主体等については、各種調査事業内容をご覧下さい。

○ほ場整備事業を実施したい場合

- ・農山漁村地域整備交付金（実施計画策定事業）
- ・農業競争力強化農地整備事業（実施計画策定事業）
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画策定事業）
- ・県単調査設計事業

○防災事業を実施したい場合

- ・農村地域防災減災事業（実施計画策定）
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（機能保全計画策定等）、（実施計画策定）

○水利施設整備事業を実施したい場合

- ・農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型））等
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（機能保全計画策定等）、（実施計画策定）

2 採択のための実施計画関係

- ・ 水利施設等保全高度化事業（実施計画策定事業）

○中山間地域総合整備事業を実施したい場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業（実施計画策定））
- ・ 中山間地域農業農村総合整備事業（実施計画等策定事業）
- ・ 県単調査設計事業

○農業集落排水事業を実施したい場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業（調査計画策定））
- ・ 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業（調査計画策定）、（計画策定等事業）

○その他農山漁村地域整備交付金で実施できる事業の場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農業農村整備実施計画策定事業）

○東日本大震災からの復興事業を実施したい場合

- ・ 福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）

調査申請手順

「福島県農業農村整備事業調査計画実施要綱」に基づき、調査を実施しようとする申請者は、以下の書類を添付して調査を希望する年度の前年度5月末日までに調査計画申請書を2部作成し、各農林事務所長へ提出してください。

なお、調査地区としての決定可否については、その後にお知らせします。

○調査計画申請書添付資料

- 1) 新規調査希望地区概要表
- 2) 土地改良区が申請する場合は、関係市町村の同意書の写し
- 3) その他必要な書類

参考

- ・ （5）採択のスケジュール
- ・ 福島県農業農村整備事業調査計画実施要綱

(2) 実施計画事業の仕組みについて教えてください。

目的

ほ場整備、中山間地域総合整備、農地等の防災を図る整備など、農業農村整備事業（ハード事業）を実施するにあたり、1年または複数年かけて実施計画を策定し、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

また、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区では、育成すべき経営体への農地利用集積に向けた合意形成を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、換地等調整事業を併せて実施します。

※換地等調整事業については、「4-(4)換地業務について教えてください。」を参照ください。

補助率

工 種	通常国庫補助事業	補 助 率
ほ場整備事業 (農道事業含む)	①農業競争力強化農地整備事業（実施計画）※1 ②農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画）※1 ③農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国50% 県50% または国100%（定額助成）※1 ②国62.5% 県37.5% または国100%（定額助成）※1 ③国50% 県50%
かんがい排水事業	①水利施設等保全高度化事業（実施計画）※2 ②農業水路等長寿命化・防災減災事業（実施計画）※3 ③農業競争力強化農地整備事業（実施計画） ④農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国100% ※1 ②国100%（上限1,000万円） ③国50% 県20% 地元30% ④国50% 県20% 地元30%
農地防災事業	①農村地域防災減災事業（調査計画） ②農業水路等長寿命化・防災減災事業（実施計画）※3 ③農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国100% または国50% ②国100%（上限1,000万円） ③国50% 県20% 地元30%
農業集落排水事業	①農村整備事業 ※4 ②農山漁村地域整備交付金 (農集排 調査計画)	①国50% 県0% 地元50% ②国50% 県0% 地元50%
中山間地域総合整備事業	①中山間地域農業農村総合整備事業（実施計画） ②農山漁村地域整備交付金 (実施計画、中山間調査計画)	①国55% 県45%（ガイドライン） ②国50% 県50%
情報通信環境整備	①農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） (計画策定支援事業)	①国100%

2 採択のための実施計画関係

- ※1 水田農業高収益化推進計画を策定している地区、又はスマート農業（ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画を作成した地区の場合、令和7年度採択分まで定額助成（換地等調整事業と合わせて5,000万円を上限）。
- 省力化整備計画を作成している地区は令和12年度採択分まで定額助成（換地等調整事業と合わせて2,500万円を上限）。
- ※2 定額期間 施設計画策定事業、機能保全計画策定事業、水利用調整事業は令和7年度まで。
- ※3 ソフト事業単独実施不可
- ※4 農業集落排水施設整備事業に関しては、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合、調査計画策定費を定額支援。

ほかに、

- ・福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）の場合は、国100%となります。

留意事項

- ・各事業の採択要件については関係する要綱・要領を確認すること。

(3) 県単調査設計事業の仕組みを教えてください。

目的

土地改良事業が行われる予定地域について調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく、土地改良事業計画と全体実施設計を兼ねた書類を作成する業務に県費 60%以内で補助します。

採択要件及び補助率

農業農村整備事業の採択要件を満たす地区の中で、各種国庫補助事業等の調査設計事業が対象となっていない地区

事業主体…市町村，土地改良区等

	県	市町村等
補助率	60%	40%

留意事項

農業農村整備事業の調査計画を実施するには、国が補助する各種調査設計事業と、県単調査設計事業があり、県単調査設計事業は、国が補助する各種調査設計事業が認められていない事業のみを対象としています。

調査申請手順

参照

- ・福島県単独調査設計事業実施要綱

(4) 調査から採択までのスケジュール

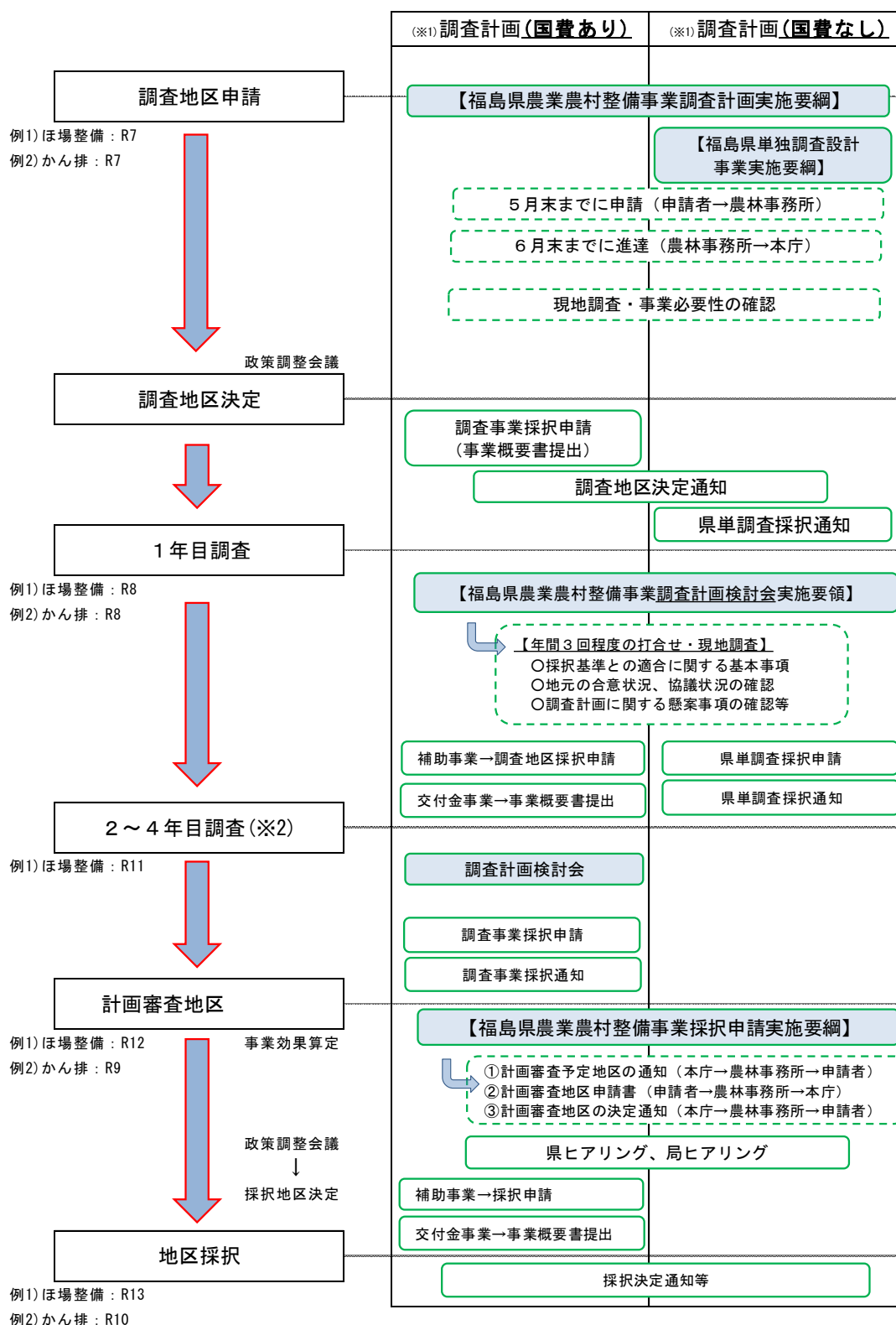
県営農業農村整備事業等採択スケジュール

現在、農業農村整備事業を実施するにあたって、採択のための調査スケジュールは次項のようになっています。

ただし、状況の変化によっては、今後スケジュールが変更となる場合もあります。

2 採択のための実施計画関係

◆ 調査地区申請から地区採択までの流れ（標準パターン） ◆



※1 調査計画(国費あり)・・・(補)農業競争力強化、(交)農山漁村地域整備交付金 等
調査計画(国費なし)・・・県単調査設計、県単事業調査費 のみ

※2 農地整備(ほ場整備)